令和2年度第5回自転車の活用推進に向けた有識者会議

現状・課題と主な強化措置(「都市環境」「安全・安心」)



1. 【都市環境】安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて



現状・課題

地方版自転車活用推進計画に基づく取組

- 地方版自転車活用推進計画は、108の地方公共団体で策定済み。 (令和2年12月時点、うち都道府県は42)
- 一方、自転車活用推進計画を策定する市町村のうち、<u>自転車</u> ネットワーク路線を位置づけていない市町村が2割程度存在。 (11/66市町村)
- 計画に基づく**整備の効果分析**が行われている例は少ない。



自転車通行空間の利用の在り方の多様性

- 高齢者の健康や生きがいの観点から、運転免許返納後になって初めて自転車利用に移行するのではなく、それよりも早い段階で**移動手段として活用を図る**ことが必要。
- **新たな低速小型モビリティの登場**により、今後、自転車通行空間 にも影響がある可能性。

路上駐停車への対応

○ 自転車通行空間の確保に向け、路外駐車場の整備や、利用率の低いパーキング・メーター等の撤去等を更に進めることが必要。



【出典:国土交通省】

- ✓ 地域の計画策定の支援に加え、下記の措置を追加。
 - ・<mark>計画の質の向上</mark>(ネットワーク路線の位置付け等)【**新規**】
 - ・<u>計画に基づく取組の実施のフォロー</u>(整備事例の効果分析)【**新規】**
 - ・課題を抽出し、更なる支援策を検討【新規】

主な 強化措置

✓ 安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策 定し、当該計画に基づいた整備を推進。

あわせて、主に以下の観点でガイドラインの見直しを図り、全国における活用を図る。

- ・利用者の多様性(高齢者等) →安全性等の確保に着目【新規】
- ・**将来に渡る自転車通行空間の使われ方**(新たな低速小型モビリティの参入等) 【新規】
- ・交差点などの特殊部にも着目(多様な現地状況に応用可能 等) 【新規】
- ✓ 路外駐車場の整備等、利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を更に推進。



<自転車の走行性に配慮した 排水構造の例> 【出典:国土交通省



<千石一丁目交差点(東京都文京区)> 【出典:国土交通省】

2. 【都市環境】情報通信技術の活用、シェアサイクルの普及促進による自転車の利便性向上



現状・課題

自転車走行データの活用

- 自転車の利用実態に即した自転車利用環境の整備 等の推進のため、データの活用が期待される。
- 走行データの活用に取り組んでいる事例も存在。

データ活用の例

<走行ルートの可視化データ>





シェアサイクルの普及の状況

- 各地で**シェアサイクルの導入が進展**。 (225の地方公共団体で導入 (2019年3月時点))
- 一方、公共的な交通としての在り方、持続可能な事業運営の在り方等が課題。
- 他の交通モードと連携したMaaS等、デジタル化が進展。

シェアサイクルの導入目的 観光戦略の推進のため 公共交通の補完のため 地域の活性化のため 環境負荷の低減のため 健康増進のため 放置自転車の削減のため

(2020年3月31日時点)



(2019年3月31日時点) ※無人管理のシェアサイクル導入都市が対象。 ※ 収支は補助金その他の収入を含めて収支を判定。



※観光等の移動目的とも一体化

✓ 自転車の利用実態に即した自転車通行空間の整備等を推進するため、自転車プロー ブデータの活用による計画の策定等の取組に対する支援の在り方を検討。

自転車利用の抑制のため

自転車のシェアリングによる

✓ 自転車利用環境の向上のため、自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等のオー プンデータ**化**等を検討。【新規】

主な 強化措置

- 「シェアサイクルの在り方検討委員会」(今和2年3月設置)の議論を踏まえ、以下を追加。
 - ・制度運用の考え方や先進的な取組事例等のガイドラインの策定【新規】
 - ・シェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた**支援の在り方の検討【新規**】
 - 災害時のシェアサイクルの活用の推進【新規】
- ✓ AI等を活用したシェアサイクル再配置や、MaaSにおけるシェアサイクル活用等 を推進。 【新規】
- ✓ 歩行者中心のまちづくりとの連携に向け、歩行者利便増進道路(ほこみち)等におけるサ イクルポート設置の促進とともに、ポート設置とあわせた自転車通行空間の整備を推進。【新規】



<災害時のシェアサイクルの活用(広島市)>



<AIを活用した自転車の再配置> 【出典】株トコモ・バイケシェア資料より国土交通省作成

3. 【安全・安心】身体機能に応じた自転車の安全・快適な利用の推進がある。

現状・課題

主な

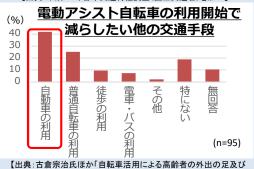
強化措置

- 高齢者の健康や生きがいの観点から、運転免許返納後になって初めて自転車利用に移行するのではなく、それよりも早い段階で移動手段として活用を図ることが必要。(再掲)
- 高齢者等が安全・快適に自転車が利用できれば、移動距離によっては、健康増進を図りながら**自動車の代替手段**になり得ることが期待される。

高齢者、障害者等の安全で快適な自転車利用



【出典: 平成27年都市交通特性調査(国土交通省)を加工】



タンデム自転車やハンドサイクル等を活用した**障害者ス**ポーツは、障害者の生きがいやQOLの向上、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。





【出典:日本パラサイクリング連盟】

→ 高齢者、障害者等にも対応した様々な自転車の 普及を更に進める必要。

その際、高い安全性を備えた自転車の普及にあたっては、**点検整備の促進**や、必要な**人材の育成**が必要。

✓ 高齢化等も踏まえた「安全・安心」の観点から、以下を追加。

・高齢者等の自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等 の技術・製品開発等を支援【新規】

- ・**身体にあった自転車選びをアドバイスする人材**を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援**【新規**】
- ✓ タンデム自転車については、**公道走行の解禁**を更に推進。



高齢者が安心して乗ることができる 転倒しない三輪アシスト自転車研究 【出典:東北大学平田研究室】



タンデム自転車

4. 【安全・安心】更なる交通安全意識の向上



現状・課題

自転車関連事故等の状況

過去10年間で自転車関連事故件数が減少傾向にある中、 自転車対歩行者の事故件数は構ばいで推移。

平成22年

令和2年

■交诵事故件数の推移

平成22年

900 000

800,000

700 000

600,000

500,000

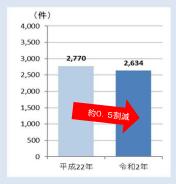
400,000

300,000

200.000

100,000

- 160,000 140,000 120,000 100,000 80,000 67,673 60,000 40,000 20,000
- 自転車関連事故件数の推移 ■自転車対歩行者事故件数の推移



【出典:道路の交通に関する統計(警察庁)】

- コロナ禍において、通勤・配達目的 等での自転車利用者が増加。危険な運 転を防止するなど、安全の確保が課題。
- 自転車関連の事故については、 自転車以外側にも何らかの法令違 反が認められる。



- 【出典・道路の交通に関する統計(警察庁)】
- →自転車配達員や自動車運転者も含めた道路利用者全体の安全 意識の醸成が必要。
- 自転車の**購入時**や自動車運転**免許更新時**など、機会を捉えた 安全の広報啓発も重要。

強化措置

主な

- ✓ 自転車の交通安全の啓発の対象として措置に明記し推進。
 - ・自動車運転者を含む道路利用者全体
 - ・配達目的での自転車利用者(関係事業者等へ安全対策を 働きかけ)【新規】
- ✓ 自転車の交通安全の啓発の機会として措置に明記し推進。
 - · 自転車購入時等【新規】
 - ・自動車運転免許更新時の講習(高齢者講習)







<飲食物等のデリバリーサービスにおける 交通事故防止を呼びかけるリーフレット> 【出典:内閣府、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

<高齢者講習> 【出典:警察庁】

第5回自転車の活用推進に向けた有識者会議

5. 【安全・安心】被害者救済のための保険加入の更なる促進



現状・課題

自転車損害賠償責任保険等に関する状況

- 近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償においては、加害者側に1億円近い**高額な賠償**が命じられるケースもある。
- 加害者に責任無能力者を含む未成年が多いことを踏まえると、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ることが必要。

自転車事故の賠償事例

賠償額 (万円)	判決日	裁判所	被害者	被害内容	加害者·過失
9,521	平成25年 7月4日	神戸	女性 62歳	步行者 後遺障害	小学生(11歳) 無灯火
9,266	平成20年 6月5日	東京	男性 24歳	自転車運転 後遺障害	男子高校生 通行違反

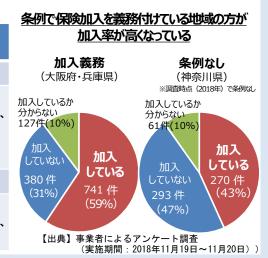
【出典】一般社団法人 日本損害保険協会

○ 保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。(令和2年12月末時点で、19都府県で義務化、10道県で努力義務化)

地方公共団体の条例の制定状況

(令和2年12月31日現在)

(1-12-12)				
条例の 種類	都道府県			
義務	19			
	宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県			
努力	10			
義務	北海道、茨城県、千葉県、富山県、 和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、 高知県、熊本県			



主な 強化措置

- ✓ 標準条例の活用等により、加入義務付けの条例制定を推進。【新規】
- ✓ 保険加入の必要性等に関する情報発信、経済団体等を通じた広報啓発を 実施。【新規】
- ✓ <u>自転車販売店等</u>による加入状況の確認・必要性等の説明を働きかける。 【新規】



<啓発ポスター・啓発チラシ>

【出典:国土交通省】